

事 務 連 絡
平成28年8月 3日

各 位

京都府健康福祉部
医 療 課 長

看護師の特定行為研修に関する説明会の開催について

平素より、京都府保健医療行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年4月1日から施行）されました。

この度、医療現場における本制度の理解促進、特定行為研修を行う指定研修機関の確保及び指定申請の手続きの円滑化を図るため、厚生労働省近畿厚生局健康福祉部医事課長より「看護師の特定行為研修に関する説明会」を下記のとおり開催する旨、連絡がありましたので、貴関連団体・医療機関及び関係者等に周知をお願いいたします。

記

1. 日時

平成28年9月28日（水） 14時00分 ～ 16時10分

2. 場所

京都社会福祉会館 第5会議室

（京都市上京区堀川通丸太町下る 二条城北側）

3. 主催

近畿厚生局

4. 目的

- ・ 医療関係者の特定行為に関する理解を深め、特定行為研修の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場での活躍の推進を図る。
- ・ 指定研修機関の確保及び指定申請書等の手続きの円滑化を図る。

5. 対象

- ・ 近畿厚生局管内京都府の医療機関等に所属する医療関係者等
- ・ 看護師の特定行為研修機関の指定を検討している者

6. 当日のスケジュール

	時間	講師	備考
第1部：本制度の概要説明	40分	近畿厚生局看護指導官 宮地由紀子	質疑応答含む
第2部：講演	70分		質疑応答含む
1) 指定研修機関の立場から	35分	1) 医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院 看護部長 永池 京子	
2) 看護師特定行為研修の実際、 修了者の役割、今後の課題	35分	2) 彦根市民病院 副看護部長 北川 智美	
第3部：指定研修機関の指定申請に係る手続き等の説明	20分	近畿厚生局看護指導官 宮地由紀子	

7. 申込み方法

説明会へ出席を希望される場合は、別添「看護師特定行為研修説明会申込書」に必要事項を記載の上、近畿厚生局健康福祉部医事課宛てにFAXにてお申し込みください。

8. 定員

100名程度

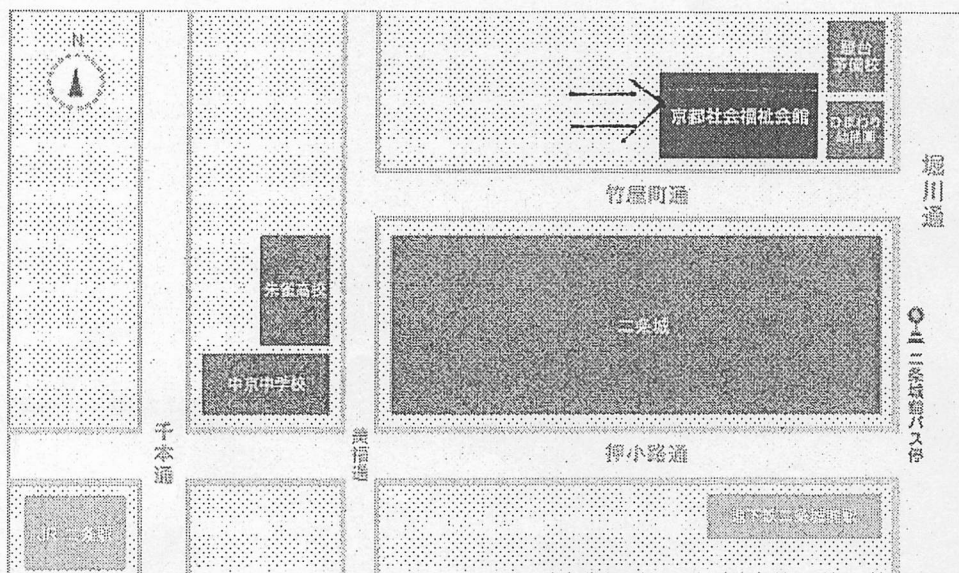
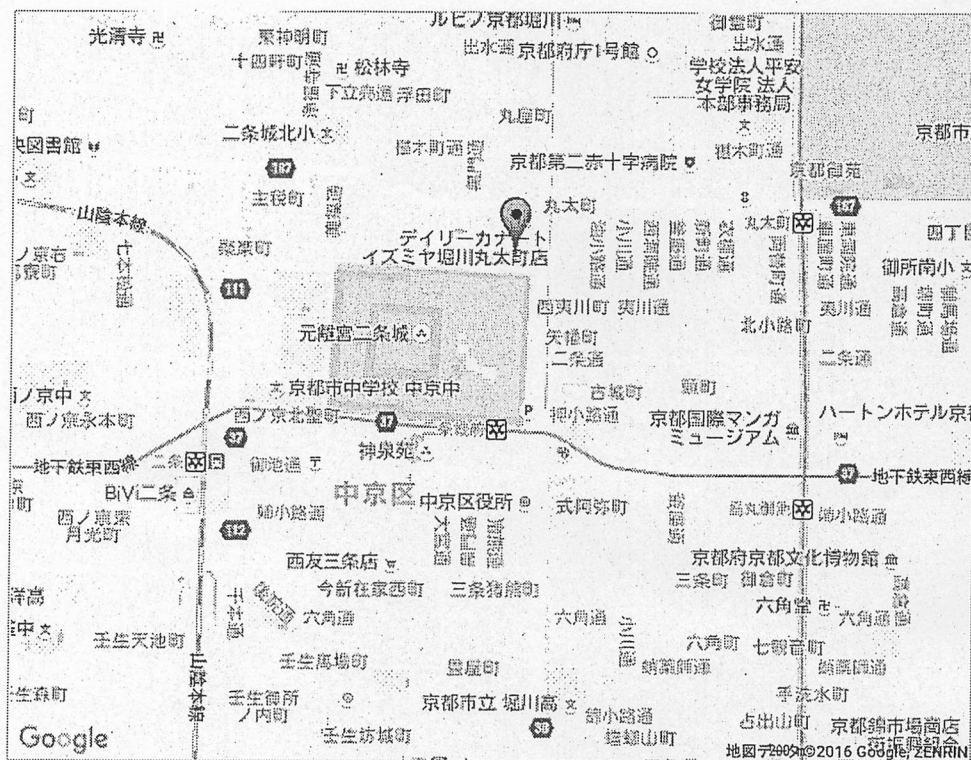
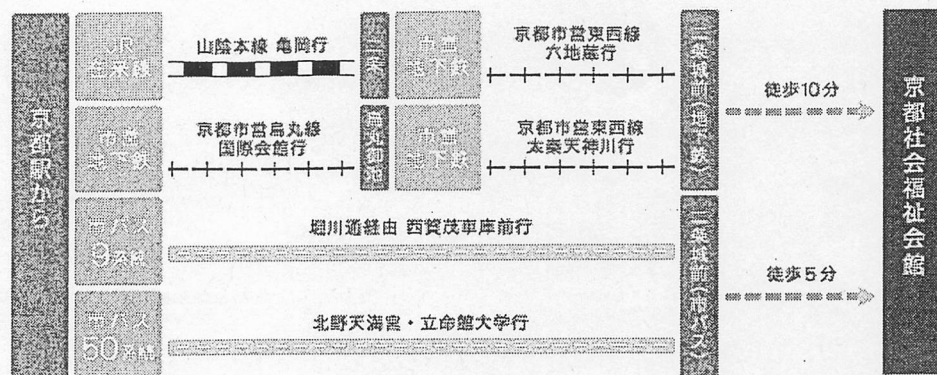
*なお、申し込みが定員数を満たした時点で締め切りとなります。
その場合は、ご連絡させていただきます。

9. 照会先

近畿厚生局 健康福祉部 医事課 宮地看護専門官

TEL：06-6942-2492 FAX：06-6942-5089

E-mail：tokutei-kinki@mhlw.go.jp



京都社会福祉会館
 〒602-8143
 京都市上京区堀川通丸太町下る（二条城北側）
 TEL 075-801-6301
 FAX 075-801-6303